

【民事裁判】

「元裁判官が語る 判決書から見た 民事裁判」(続編)



大江橋法律事務所 弁護士
中本 敏嗣

▶ PROFILE

toshitsugu.nakamoto@ohebash.com

第1 はじめに

私は、本年2月、「元裁判官が語る 判決書から見た民事裁判」(新日本法規出版)を刊行しました。これは、約40年間にわたる裁判官等の生活(裁判官31年、訟務検事7年、国税不服審判所首席審判官2年)を踏まえ、長年判決書を作成した元裁判官の立場から、民事裁判の在るべき姿を探求したものです。

現在は、定年退官して弁護士をしていますが、本稿では、上記拙書の「続編」として更に民事裁判について語りたいと思います。

第2 在るべき判決書

判決は、当事者の主張(問い)に対する裁判所の最終判断(回答)です。国家機関である裁判所が当該事件に対して公権的な立場から判決書をもって白黒の判断をするものですから、判決書は、未成品や瑕疵あるものは問題外であって、瑕疵のない完成品であるべきことは当然ですが、それだけでなく、一定以上の水準を保ち、紛争解決に資するものであることが要求されます。陶芸家は気に入らない作品を割ってしまうといわれます。裁判官は、判決書として作品を必ず外に出さないといけない仕事ですが、向き合う姿勢としては同じであるべきです。

判決書は、主として、争点及び争点に対する当事者の主張の摘示、争点に対する裁判所の判断から構成されますが、重要なのは結論だけでなく結論に至る判断過程を分かりやすく説得力を持って説示することです。裁判所内では、「簡にして

要を得た判決」が望ましいといわれていますが、実際には、そういう判決書を起案することは容易ではなく、長くて冗長なものになりがちです。裁判官は、日々自己研鑽をするだけでなく、合議や当事者との議論を通じて、ものの見方を鍛えられます。より良い判決、質の高い裁判の実現を目指しますが、それなりの経験年数を経たとしても満足するにはほど遠いのが実情です。

第3 争点整理の重要性

良い判決かどうかは、争点整理が充実していたかどうかにかかっています。判決は、争点整理の結果を反映するので、判決書を見れば、争点整理が充実していたか、形式的で不十分なものだったかが分かります。民事裁判では争点整理が何より重要です。

争点整理を充実させるためには、訴訟全体を取り仕切る裁判官の力量だけでなく、当事者・代理人間の事前の十分な協議、代理人の期日に向けた準備、裁判所と当事者・代理人が期日において十分な協議をすることにより争点を深掘して実相により近づいていこうとする姿勢などが欠かせません。

平成10年施行の改正民事訴訟法以前の審理運営につき、期日が単に準備書面の提出・交換の場になっており、事実主張や証拠申出が五月雨的になされることが多かったという反省を踏まえ、同改正法の下では、争点中心型審理を行うことによって審理の充実・促進を図る必要があり、そのためには、期日で口頭協議・議論を積極的に行うことが不可欠であると唱えられました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

例えば、裁判所と代理人が紛争の実相を絶えず念頭に置き、それに焦点を当てた主張立証をすべきことを協議し、実践することによって、審理が引き締まります。しかし、口頭議論が形骸化しており、争点整理が十分でないとの批判は絶えません。審理が膠着状態のままということもあります。争点整理が不十分で、判決が想定されたレベルでないことの最終的なつけは、当事者に跳ね返っていくので、問題は深刻です。

第4 集中証拠調べ

平成10年施行の改正民事訴訟法以来、集中証拠調べが実務に定着しました。原告1～2人、被告1～2人、各30～40分程度尋問して、1期日で証拠調べを終了するのが一般的です。集中証拠調べは、充実した争点整理が行われたことを受けて、真の争点についてポイントを絞って質問するのが民事訴訟法の建前ですが、実際には、争点整理が不十分だったり、代理人が問題意識を欠いたままに質問をしたりすることもあります。裁判官は、証拠調べに入るまでに暫定的な心証を持った上で証拠調べに臨みますので、尋問中は自らの暫定的な心証が裏付けられたといえるかどうかに関心があります。代理人の尋問終了後に行われる裁判官の補充尋問は、裁判官の疑問点や心証などが窺える重要な機会です。

第5 民事裁判とイメージ

当事者・代理人からは、それぞれの立場から主張立証を尽くしているが、判決が言い渡される最後まで勝敗が分からないと言われることがあります。しかし、裁判官は、多数の同種事件を担当しており、事件類型に応じて予想される争点、提出されるべき証拠が想定でき、各種証拠の信用性評価の経験を重ねていますので、

担当事件の結論自体は比較的出しやすいものです。特に、ベテラン裁判官ですと、訴訟の初期段階での訴状や準備書面を見ることにより、事件のスジと今後の展開、勝敗の行方がおおよそ予測でき、訴訟の中盤、終盤段階では、その予測が正しいか、何か他の問題が生じないかを確認する作業が中心になり、その際には、事件の落ち着き(スワリ)を重視します。

私は、事件のイメージを大切にしていました。イメージが掴めておれば、訴訟指揮が的確に行え、事件の円滑な進行が図られ、紛争の実相を捉えた上で、良い判決が書けます。高裁勤務のときに地裁や家裁の判決を沢山読みましたが、担当裁判官は、事件が十分イメージできていない、その結果見立てを誤った判断をしているなど考えることがありました。

第6 適正・迅速な裁判

民事裁判の使命は、適正・迅速な裁判といわれます。迅速に処理するが雑で拙速と思われる裁判官、逆に、判断は適正だが審理に長期間かかり丁寧過ぎる裁判官など様々ですが、適正と迅速という両者の調和が重要です。裁判が遅過ぎるとの批判は根強く、「裁判の遅延は正義の否定」ともいわれますが、他方で、審理期間の長短を指標とする訴訟の迅速化自体は利用者の満足度に直につながっていないとの民事訴訟利用者調査結果もあります。

裁判官は、事案の内容、当事者の数、争点の数や性質等を考慮し、それに相応しい時間をかけて審理内容を充実させ、合理的期間内に、適切な事実認定及び判断、それを踏まえた妥当な結論を出すことを心掛けています。これが適正・迅速な裁判の実現と考えられます。当事者の立場からすれば、結論の適正だけでなく、いつまでに何を行い、いつ裁判が終わるかといった審理見通しも重要ですので、裁判所と代理人は、この点を意識しながら、短期的、中期的な審理計画を立て、認識を共有する必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第7 事実認定の重要性と困難性

1 適正な裁判が実現されたといえるためには、最終の判断内容（結論）が適正である必要があります。そのためには、事実認定とそれを踏まえた判断が適正でなければなりません。事実認定がまず重要です。事実認定が間違っておれば、その後の判断は意味がありません（砂上の楼閣）。当事者は、難しい法的判断はともかく、自らが一番知っている事実について裁判所が間違った認定をすることには絶対に納得しません。また、ある著名冤罪事件の真犯人は、虚偽の供述により無実の者を共犯者として巻き込んだことについて、「自分の嘘を見抜けなかった裁判官は私以下の馬鹿だ」と言ったそうです。

もっとも遠山の金さんとは異なり、現在の裁判は、裁判官が事実関係を知らないこと、当事者と利害関係がない中立・公平な第三者であることを大前提としています。したがって、裁判官は、常に事実認定を間違っておそれを抱えながらも、できる限り真実、客観的事実に近づいた事実認定を行うように努力をしています。

2 民事裁判では、争いがある事実については、弁論の全趣旨のほか、証拠による事実認定をしなければなりません。証拠の取捨選択や人証での尋問は代理人の腕の見せ所ではありますが、実際の事件では、裁判官は、書証が最重要証拠であるとの立場から出発し、まず契約書などの処分証書や重要な報告文書があるか否か、それが作成者とされる者の意思により作成されたものかを重視します。当事者・代理人によっては、証人や本人の供述が最も重要だと考える人もいますが、供述の信用性には疑問が生じやすく、間違った事実認定につながりやすいので、供述にすぐに飛びついたり、これを過大評価し過ぎたりすることは戒められています。

事実認定に当たっては、書証の記載内容や人証の供述の信用性の評価が欠かせません。事実認定を間違わない方策として、争いがない事実や客観的証拠により裏付けられる事実等を動かし難い事実としてまず確定し、動かし難い事実との整合性を

重視しながら、書証の記載内容や供述内容の信用性を検討します。動かし難い事実が少なく供述を軸に置かなければならない事案では、事実認定が困難です。当事者の主張立証活動が低調なことが事実認定を誤る原因の場合もありますので、裁判所は、積極的に積明権を行使したり、代理人と議論をしたりすることにより、事態を打開しようと努力します。場合により、その段階における心証を前提とした和解勧告をすることもあります。

第8 判例の位置づけ

裁判官は、判例を重視します。我が国は成文法主義を採用しているといわれますが、条文の規定が比較的簡略で解釈を要することが多いこともあり、最高裁の判例はいうまでもなく、高裁や地家裁の裁判例も無視できません。具体的事例における判例の射程や事案の異同を十分検討しない代理人がいますが、説得力に欠ける主張になります。問題となるのは、研究者の論文等の位置づけです。その重要性は否定できませんが、実際の事件では、判例や裁判例ほどには重視されていないというのが実情と思われます。

裁判では、予測可能性、社会・経済への影響の大きさなども考慮されることから、裁判所は、保守的な判断になりがちな面はありますが、それでも単に判例べったりという訳ではありません。社会・経済の変化の流れや国民の意識には常に関心を持ちながら、個別具体的な事案における妥当な解決を目指して検討を重ねます。

新たな権利（保護法益）生成を求める訴訟や政策形成訴訟などが増えていますが、裁判所がこれに適切に対応するためには、代理人の役割は重要です。裁判官は、問題とされる事柄が立法論にとどまるのか、法律解釈としても採用が可能なのかを常に考えるので、代理人としては、従来の判例や裁判例の延長としても判断できるとする理由、そうとしない場合には、新たな判断を

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

要求する理由を説得力を持って主張する必要があり、それにより、裁判所が真剣に受け止め、一歩進んだ判断が可能になります。

第9 和解の位置づけ

民事裁判の終局方法には、主として、判決と和解があります。

裁判官は、事案に応じて、最も相応しい解決手段は何かという面から、判決と和解を使い分けており、当事者、代理人に接します。代理人からは、時として、判決をしたくないから和解を勧めるとか、和解をすれば判決しなくてよいためから裁判官は楽だということをいわれることがありますが、実際には、そんなことはありません。特に、当事者が国や地方公共団体、会社等で企業規模が大きい場合などでは、当事者の立場(国や地方公共団体の場合、行政の妥当性、国会・議会や議員への説明、マスコミや国民・市民の評価等が、企業の場合、株主や社会への説明などが判断要素に入ります。)も考慮しながら、当該事案では判決より和解が望ましい理由を当事者・代理人に説明し、説得して納得を得るため、かなりの負担を背負っており、むしろ、判決をした方が楽だという場合もあります。

第10 民事裁判のIT(デジタル)化

1 裁判所では、令和2年2月から、一部の地裁本庁でTeamsを利用したウェブ会議による争点整理手続の運用が開始され、その後各地の裁判所で順次運用が拡大されました。折しも新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、想定以上に順調な運用となりました。令和5年3月からは当事者双方がウェブ会議により和解期日や弁論準備手続期日に参加することが可能になり、令和6年3月からはウェブ会議による口頭弁論期日の実施も可能になりました。

ウェブ会議の導入は、弁護士や当事者(特に会社担当者)にとり法廷に出頭しなくて済み、時間の有効活用が図られたり、出張費の節約も図られたりすることなどから、かなり好評です。しかし重要なのは、便利なITツールを活用して、争点整理を更に充実させ、より質の高い判決を実現することにより、民事裁判の紛争解決機能を強化することです。そうすることにより、当事者、国民の信頼確保につながります。単にIT化したからといって自動的に民事裁判が更に良くなるものではありません。裁判所では、問題意識を持って様々な工夫をした取組を進めていますが、今後とも裁判所と当事者・代理人の協働作業が必要になります。

2 令和4年5月成立の改正民事訴訟法により、令和8年5月までに、訴訟記録の原則電子化、弁護士等につき訴状等のオンライン提出・受け取りの義務化が実施されることになっています。既に企業では裁判所よりもかなり早くからペーパーレス化が実現されているところですが、法曹界では大改革になります。重い記録の持ち運びの負担から解放される利点はあるものの、常にパソコン画面を見つめる仕事になりますから、記録の読み方や心証の取り方など、これまでとは発想を大きく変える必要があります。裁判官に任官した際の頃、先輩裁判官から、当事者の主張を正しく理解するためには「行間をしっかりと読め」と指導されましたが、電磁的記録の下では困難な作業です。裁判官は疑問点を適宜質問すること、代理人は従来以上に要点を絞りつつも真意を伝える準備書面を作成することがそれぞれ求められます。

また、企業を中心に紙媒体の契約書や連絡書面等が激減し、メールその他の電磁的記録が増えていることから、裁判所に提出される証拠も電磁的記録が増えています。もともとの中には、当事者・代理人が争点を意識し整理した上での提出ではなく、問題となる対象期間中の膨大な電磁的記録をそのまま証拠提出するものが多くなっており、この傾向は更に進むことが懸念されますので、これまで以上に争点整理及び証拠の整理が重要になります。

3 今後判決は、従来の紙ベースの判決書から判決の内容を

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

記録した電磁的記録（電子判決書）に変更されます。IT化における判決の在り方は重要な検討課題です。裁判員裁判（平成21年5月開始）における刑事事件判決の在り方を巡っては、精密司法から核心司法への脱却が唱えられ、従来の重厚長大な判決書からかなり簡略でポイントを突いた判決書に大きく変わりました。民事裁判でも、これは参考になります。目指すべき方向としては、中心的争点に焦点を当て、簡にして要を得た、しかも、分かりやすい判決が考えられますが、最終的には、裁判の利用者である当事者、国民の要求に十分応えているかどうかが問われます。

第11 おわりに

企業や国民にとって、裁判は特異な存在でしょう。日々の業務には無関係としても、状況によっては、自ら訴えなければならぬときや、相手から訴えられることがあるので、無視できない存在です。権利利益の擁護のための最後の砦として、裁判所が果たすべき役割には大きいものがあります。私自身、弁護士として裁判に更に関心を持つことは当然のことですが、それにとどまらず、これまでの経験を踏まえて幅広く情報発信ができればと考えています。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。